

「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設について」に対する意見

[氏名]	日本機械輸出組合 知的財産権問題専門委員会 委員長 外川英明
[住所]	東京都港区芝公園3-5-8
[電話番号]	03-3431-9348
[FAX番号]	03-3436-6455
[電子メールアドレス]	taniguchi@jmcti.or.jp egawa@jmcti.or.jp (事務局：通商・投資グループ 谷口、江川)
[意見]	<p>包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設について、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見をご提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設によって、ライセンスの保護を図るという考え方について、平成18年12月に貴省から出されました「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設について」と題する資料および添付資料1ないし資料4では、本登録制度の内容につき不明な点があるので、以下、本登録制度に対する課題や要望を中心に意見を申し述べる。</p> <p>なお、今後、本登録制度の具体的運用については、下記の点を含め企業の要望を十分に配慮していただきたい。また、長期的には、本登録制度に固執することなく、比較法的検討を十分に行っていただき、新制度の創設も検討していただきたい。</p> <p>1. 本登録制度における登録内容に対する意見</p> <p>平成18年12月に貴省から出されました「包括ライセンス契約による通常実施権の登録制度の創設について」と題する資料の「1.趣旨」の部分に記載されている内容をみると、「現行の特許番号を特定しての設定登録は登録内容を公開しなければならないため、十分に活用されていない。」などを問題点として挙げている。本登録制度では、登録内容を秘密とするということになっているが、仮に秘密が保持されとしても、通常実施権の内容を登録することについてライセンス当事者間で合意が得られない恐れがある(当事者の一方が外国人の場合は特に)。</p> <p>また、包括ライセンス契約の内容によって対象特許、製品の定義の仕方が多様かつ複雑である場合も少なくない。本登録制度で登録した通常実施権の内容と契約書で規定されている通常実施権の範囲を一致させるためには、実質的に契約書の内容をそのまま登録することが必要となり、それがそのまま開示されることになれば、現実的には登録が難しくなる恐れがある。</p> <p>以上のことから、例えば、契約の存在のみを登録することとし、第三者対抗要件を発生させる必要が生じた場合にのみ通常実施権の内容(必要に応じて契約書など)を当事者合</p>

意の下で開示するなど、登録内容の要件について本登録制度を利用しやすいものとしていただきたい。

2. 登録事項の開示制度に対する意見

特定の利害関係を有する者等による登録事項開示制度のあり方はわが国の産業財産権の利用・活用にとって極めて密接に関係するところであり、包括的ライセンシーの保護にのみ偏することなく、第三者の取引の安全を損なうことなく構築されなければならない。その際、「登録ファイル登録事項」として登録されるべき「ライセンス契約の内容」に、明細書に記載されていない営業秘密に関わる部分が含まれる場合に、当該「ライセンス契約の内容」が権利譲受人と申し出た者にライセンシーの承諾なく開示されることになれば、ライセンシーが不測の損害を被る事態が生ずることになりかねない。登録事項の開示制度構築には、包括的ライセンス契約当事者の利益と第三者の取引の安全をバランスよく確保し、適正開示を実現するよう慎重に臨んでいただきたい。

3. 制度の国際的な調和

米国や独国などの諸外国では、登録等をしなくても当然に保護される制度となっており（参考資料2及び3）、長期的には、米国、独国等と同様の制度にすべきである。

また、破産時には、本登録制度より、諸外国のように、破産法などで契約の地位の継続など、別な手当てをする事も検討する必要がある。

本登録制度はあくまでも当面の（暫定的な）制度であるとの認識の下、今後も継続的に諸外国のような制度実現に向けた検討を行っていただきたい。

4. その他

特定の製品の製造に必要な発明等であって公開中、出願中のものを含むライセンス契約等についても特許権取得後に簡便な手続で本登録制度が利用できるよう検討を行っていただきたい。

以上